

■政令市の取組

ダイオキシン法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市における平成16年度の取組を紹介いたします。

	横浜市	川崎市
環境モニタリング	<ol style="list-style-type: none"> 一般環境大気調査 定点測定：18地点（年4回測定） 水質調査 河川11地点、海域7地点、地下水9地点（年1回測定） 底質調査 河川11地点、海域7地点（年1回測定） 土壌調査 68地点（年1回測定） 	<ol style="list-style-type: none"> 一般環境大気調査 3地点（年4回測定） ごみ処理センター周辺環境大気調査 32地点（年2回測定） 水質調査 河川8地点、海域5地点、地下水3地点 （河川1地点は年2回、その他は年1回測定） 底質調査 河川3地点、海域5地点（年1回測定） 土壌調査 市内公園12地点（年1回測定）
監視指導	<ol style="list-style-type: none"> 焼却施設に対する指導 法令に基づく規制指導を実施するとともに、次のような立入調査を行っています。 (1) 焼却炉…排出ガス（35施設）、焼却灰、集じん灰調査（24施設） (2) 周辺大気調査（5施設） (3) 小規模焼却炉…焼却灰調査（24施設） (4) 事業場排水調査（20事業場） 産業廃棄物最終処分場に対する指導 浸出水、放流水について13検体、周辺地下水について13検体の調査を実施しています。 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 平成15年4月1日施行の「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、焼却施設の解体工事を施工しようとする事業者からの届出を義務づけ、解体工事によるダイオキシン類等の汚染防止について指導しています。 （平成16年度届出件数100件） 	<ol style="list-style-type: none"> ダイオキシン法、条例等に基づく指導 ダイオキシン法、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」等に基づき、次のような監視・指導を行っています。 (1) 立入検査 ア 届出内容の現地確認 イ 排出ガス、排出水、ばいじん等のダイオキシン類の検査 (2) 自主測定の実施及び測定結果の報告の指導 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づき、解体工事を実施する事業所に対し指導しています。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 市の焼却施設における対応 焼却工場では、高温焼却と連続運転を実施するとともに、排出ガス処理設備によりダイオキシン類の排出量を削減しています。 環境科学研究所における測定分析・調査 環境科学研究所では、次のような測定分析・調査・研究を行っています。 (1) 大気、水質、土壌、底質の分析 (2) 地下水の分析 (3) 粉じんの粒径別含有量調査など 公表及び啓発 (1) 広報パンフレットの作成配布 (2) 測定結果の公表 環境調査及び事業所での自主測定結果などを、インターネットのホームページ等により公表しています。 	<ol style="list-style-type: none"> 市のごみ処理センター及び廃棄物埋立地におけるダイオキシン類排出実態調査 4処理センターのごみ処理施設から排出されるダイオキシン類（排出ガス、排出水、ばいじん等）及び廃棄物埋立地から排出されるダイオキシン類（放流水）の実態把握を継続して調査しています。 公表及び啓発 (1) 環境調査結果の公表 市内の環境調査結果について、インターネットのホームページ、環境局事業概要等により公表しています。 (2) 自主測定結果の公表 事業所での自主測定結果について、市に報告のあった内容を閲覧簿及びインターネットのホームページにより公表しています。 (3) パンフレットの配布 パンフレットを市民に配布するとともに、インターネットのホームページに掲載しています。

	横 須 賀 市	相 模 原 市
環 境 モ ニ タ リ ン グ	1 一般環境大気調査 5地点（年4回測定） 2 水質調査 河川3地点、海域5地点、地下水4地点 （河川は年4回、他は年1回測定） 3 底質調査 河川3地点、海域5地点（年1回測定） 4 土壌調査 市内公園17地点（年1回測定）	1 大気調査 一般環境4地点、焼却施設が立地する地域6地点 （年4回測定） 2 水質調査 河川5地点（年2回測定）、地下水4地点（年1回測定） 3 底質調査 河川5地点（年1回測定） 4 土壌調査 4地点（年1回測定）
監 視 指 導	1 特定施設等に対する調査指導 関係法令に基づきダイオキシン類発生施設に対して削減対策等の指導をするとともに、次のような調査を実施しています。 （1）立入調査 廃棄物焼却施設、下水道終末処理施設、廃棄物最終処分場 （2）自主測定、排出基準の遵守及び施設の適正な維持管理の指導 2 廃棄物焼却施設の解体工事等への指導 廃棄物焼却施設の解体や改修において、「横須賀市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指針」に基づき、解体工事を実施する事業所に対し指導しています。	1 廃棄物処理施設に対する指導 法令に基づく指導を実施するとともに、ダイオキシン類の調査を行っています。 （1）大型廃棄物焼却施設…排ガス（22施設）、焼却灰（16施設）、ばいじん（12施設） （2）一般廃棄物最終処分場…周縁地下水（1検体） 2 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 廃棄物焼却施設の解体に当たっては、「相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導を行っています。
そ の 他	1 市のごみ焼却工場の対策 ダイオキシン類排出実態調査 南処理工場の排ガス、ばいじん、焼却灰及び排水中のダイオキシン類の実態把握を継続して行っています。 2 最終処分場のダイオキシン類測定 既に埋立を終了した市所有の最終処分場について浸出水、放流水、地下水のダイオキシン類の測定を行っています。 3 小動物焼却炉のダイオキシン類測定 市所有の小動物焼却炉について排ガス、ばいじん、焼却灰のダイオキシン類の測定を行っています。 4 公表 調査結果はインターネットのホームページ等にて公表しています。	1 市の清掃工場（焼却炉）について （1）燃焼管理を徹底し、ダイオキシン類の排出抑制に努めています。 （2）排ガス、焼却灰及びばいじん中のダイオキシン類を測定し、実態把握に努めています。 2 公表 ダイオキシン類に関する測定結果等について、インターネットのホームページや「広報さがみはら」で公表しています。